

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和2年2月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳 5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司
7番 本間 仁一 8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志
10番 小野 博 11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
13番 鈴木 正徳
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 大室 拓
同 上 事務局 補佐 嶋貫 幹子
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第 2号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第 4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8 議第 6号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第9 議第 7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議長（高橋会長） 日程第5 報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が103件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第3号について、ご説明申し上げます。
議案書は3ページから23ページになります。
はじめに、3ページをご覧ください。
1番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲
▲ 田 165㎡を第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。
2番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲
▲外4筆 田 合計11,410㎡を第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。
3番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲
▲外1筆 田 合計20,42㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。
4番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲
▲外1筆 田 合計1,817㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
次に、4ページから23ページにつきましては、漆山地区基盤整備事業に関する合意解約となります。事業地内のすべての農地について、中間管理事業を利用するため、既存の賃貸借契約を、すべて合意解約するものです。事前に通知させていただいておりますが、案件毎の説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。
以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第3号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転4件、賃借権設定2件、使用貸借権設定3件、合計9件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第4号について、ご説明申し上げます。議案書は24ページから27ページになります。

はじめに、24ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外2筆 田 合計1,115㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲田 165㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 32㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 26㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、25ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

5番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 田 3,000㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 田 635㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に、26ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 463㎡を新規の20年契約となっております。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲外12筆 田3,235㎡ 畑1,561.91㎡ 合計4,796.91㎡を再設定の20年契約となっております。

9番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲外18筆 田4304.36㎡ 畑14,327㎡ 合計18,631.36㎡を新規の10年契約となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、議第4号 1番、2番の現地調査について、12番伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

12番 (伊藤圭一委員) 2月20日に現地を確認してきました、土地は全部で3筆でしたが、1枚の田になっており、耕作されており問題ないと判断してきました。

議長 (高橋会長) 次に、3番、4番の現地調査について、5番浅野厚司委員より、報告をお願いいたします。

5番 (浅野厚司委員) 本日調査してきました。すべてが耕作されており、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長 (高橋会長) 次に、5番、6番の現地調査について、7番本間仁一委員より、報告をお願いいたします。

7番 (本間仁一委員) 本日午前中に調査してきました。申請地の一部で耕作されていない部分がありましたが、草刈されて管理されており、周辺農地に影響のないことを確認してきました。

議長 (高橋会長) お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長 (高橋会長) 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長 (高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長 (高橋会長) 次に日程第7 議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し5件の許可申請がありましたので、提案するものであります。関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第5号について、ご説明申し上げます。議案書は28ページになります。

・1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲外1筆 田117㎡ 畑58㎡ 合計175㎡を所有権移転し、資材置場への通路として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地であります。例外規定の既存敷地の拡張に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 田2, 127㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑601㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地であります。例外規定の既存敷地の拡張に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲外1筆 田34㎡ 畑522㎡ 合計556㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地であります。集落に接続する住宅であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

5番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑520㎡を使用貸借権を設定し、農業用資材置場として使用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地であります。周辺に適当な非農地や第3種農地はなく、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長） 　ここで、議第5号 1番から5番の現地調査について、8番安達芳紀委員 より、報告をお願いします。

8番
（安達芳紀委員） 　3番の案件については、今回の申請地の一部にすでに砂利が敷かれていたため、事務局をとおして申請者へ確認してもらいました。

申請者より、隣接地に工場を建築する際に、境界を越えて砂利を敷いてしまったため、速やかに撤去するとの回答があったとの報告を受けました。

その他の案件について、申請どおりであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長） 　これより審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

3番
（高橋誠一委員） 　3番の案件は、その後撤去されたか確認しましたか。

嶋貫農地係長 申請者から回答があった次の日に、雪がかなり降りまして、下の様子が確認でない状況でした。3月上旬に県の現地確認もありますので、それまでに再度事務局で確認を行います。

議長（高橋会長） 他に質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第6号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第6号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年2月13日付け農第859号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、132件の賃借権の新規設定及び1件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐 ただ今提案されました、議第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

32ページにつきましては、総括表となっております。賃借権設定が132件で、計画面積が、522, 614. 31㎡、所有権移転が1件で12, 361㎡となっております。

ここで、数字の訂正をお願いいたします。下の欄の「期間別内訳」の10年以上の面積を 522, 614. 31㎡に訂正をお願いします。

それでは、33ページをご覧ください。賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

嶋貫事務局長補佐

今回の33ページから55ページまでの■■■■から■■■■までにつきましては、漆山地区の基盤整備に係る、農地中間管理機構を活用した、やまがた農業支援センターへの賃貸借によるものでございます。

つづきまして、56ページをご覧ください。

127番以降については「中間管理事業」に伴う賃借権の設定でございます。

127番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1, 100㎡ 外2筆、合計6, 180㎡ を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

128番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1, 557㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

129番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、3, 371㎡ 外2筆合計7, 563㎡を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

130番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑、1, 420㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

131番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、137㎡ 外6筆 合計11, 318㎡を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

132番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、4, 900㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

つづきまして、57ページをご覧ください。所有権移転1件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、■■■■から、■■■■へ▲▲字▲▲の畑、875㎡ 外6筆 田11, 410㎡ 畑951㎡を所有権移転するもので、移転の時期は 公告の日、支払い方法は、口座振替となっております。

以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

それでは始めに、議第6号 75番、76番の案件について、審議いたします。ここで、2番黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員 退席……………

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

4番（峠田一徳委員） この案件だけではなく、漆山地区基盤整備事業に関する案件の契約期間が16年になっていますが、どういった理由でしょうか。

嶋貫農地係長 漆山地区基盤整備事業は、中間管理事業を活用した事業になっております。補助を受ける要件として期間にも定めがあると農林課農村整備係より伺っており、補助を受けるために16年との期間が設定されています。具体的には、基盤整備が完了して耕作できるようになるまで6年程度、その後10年は耕作していただくことを想定しての設定と理解しております。

議長（高橋会長） 他に、質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ここで、2番 黒澤ちよ子 委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第6号 126番の案件について、審議いたします。ここで、11番 渡沢 寿 委員の退席を求めます。

……………渡沢寿委員 退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ここで、11番 渡沢寿 委員の復席を求めます。

……………渡沢寿委員 復席……………

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより議第6号 75番、76番、126番以外の案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年2月10日付け農第852号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐 ただ今提案されました、議第7号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の60ページをご覧ください。

始めに農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案の耕作者の変更につきまして、ご説明申し上げます。

区域名は全域、借受者は、■■■■で、貸付者は、■■■■で、▲▲字▲▲の田、4, 120㎡外4筆、合計 13, 678㎡について、耕作者を変更するものです。

続きまして、61ページをご覧ください。

こちらは、通常の農地中間管理事業にかかわる農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。

区域名は全域、借受者は■■■■外3名で、貸付者は■■■■外5名で、▲▲字▲▲の田 1, 110㎡外15筆 合計32, 938㎡について賃貸借契約するもので、契約期間は、令和2年4月8日から、令和12年2月28日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

続きまして、62ページから85ページまでをご覧ください。

こちらは、漆山地区の基盤整備に係る農地中間管理事業にかかわる農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。

区域名は全域、借受者は■■■■外2法人31名で、貸付者は■■■■外2法人123名で、▲▲字▲▲の畑 264㎡外524筆 合計489, 676. 31㎡について賃貸借契約するもので、契約期間は、令和2年4月8日から、令和18年2月29日までの16年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（高橋会長） お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

それでは始めに、議第7号 65ページの8行目U9-1から67ページの4行目U118-1までの案件について審議いたします。ここで、2番 黒澤 ちよ子 委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員 退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、2番 黒澤ちよ子 委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第7号 71 ページの1行目 U11-1 から13行目 U87-7 まで、及び81 ページの下から9行目 U7-1 から84 ページの8行目 U121-10 までの案件について審議いたします。
ここで、11番 渡沢 寿 委員の退席を求めます。

……………渡沢寿委員 退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、11番 渡沢寿 委員の復席を求めます。

……………渡沢寿委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第7号の議事参与制限に該当しない案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。

よって令和2年2月18日付け南農委告示第3号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時16分）